

イルカ島展望リフト
安全報告書
〈2025〉



志摩マリンレジャー株式会社

2025年 安全報告書
(イルカ島展望リフト)

1. 利用者の皆様へ

平素は志摩マリンレジャー株式会社イルカ島展望リフトをご利用いただき誠にありがとうございます。従前より弊社では、経営トップをはじめ全従業員が輸送の安全の重要性を深く認識し、安全最優先の取組みを行ってまいりました。本報告書は、鉄道事業法に基づき、輸送の安全確保のための取組みや実態について、自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

従業員教育の内容を充実させるとともに、安全衛生管理推進委員会等を通じ安全確保のためのさらなる見直しと継続的改善を図ってまいります。お客様からの声を安全輸送に役立てたく、率直なご意見を頂戴できれば幸いです。

令和7（2025）年9月

志摩マリンレジャー株式会社
代表取締役 矢尾 弘

2. 安全方針と安全重点施策

■安全方針

当社は、お客様の安全を第一に、全従業員が安全最優先の意識を徹底します。よって志摩マリンレジャー株式会社は、下記のとおり安全方針を定めます。

1. お客様の安全確保最優先の原則を徹底します。
2. 基本に立ち返り、関係法令および社内規程を遵守します。
3. P.D.C.A を確実に機能させ、安全マネジメント態勢を継続的に改善します。
(P.D.C.A = Plan 計画・Do 実行・Check 評価・Act 改善)

■安全重点施策（2025年）

安全方針に基づき、次の事項を重点的に実行します。

1. 日常の慣れ、気の緩みから起こる結果の重大性を強く認識し、運航（運転）に関わる業務の状況を常に確認、把握し、事故発生を防止します。
2. 自主改善活動を活発に推進していく事で事故の芽を早期に摘み取ります。
3. 作業時には、ルール遵守と保護具を適正活用して自らの身を守ります。
4. 運航（運転）前の点検準備を確実に実施し、些細な事象等についても情報共有を行いトラブルを未然に防止します。
5. 各職場内（船舶・施設）の整理整頓を行い、より良い環境を整えます。

3. 令和6年度事故等の発生状況とその再発防止処置

（1）索道運転事故

人身傷害事故 1件
（山麓駅、降車時の転倒による打撲）

（2）災害被害（地震や暴風雨、台風など）

被害は0件でした。

（3）輸送障害

地震や強風、雷、台風などの影響で30分以上の運休が47日ありました。
（計画的休園日の25日間を含む）

（4）行政指導等

令和6年7月25日付、中運鉄安監第18号にて改善措置を講じるよう指示。
（内容：照明設備12月検査の一部の検査項目を実施していなかった。また、1月検査および12月検査の記録をしていなかったこと。）
（改善：照明設備について今後、使用する見込みが無いことから照明設備の撤去を行う。また、照明設備撤去に伴う施設変更、運転細則、整備細則の変更を行う。）

4. 輸送の安全確保のための取組み

（1）基本動作の徹底

全従業員に対し、基本動作の励行および確認を徹底させ、巡視時に実施状況をチェックしています。

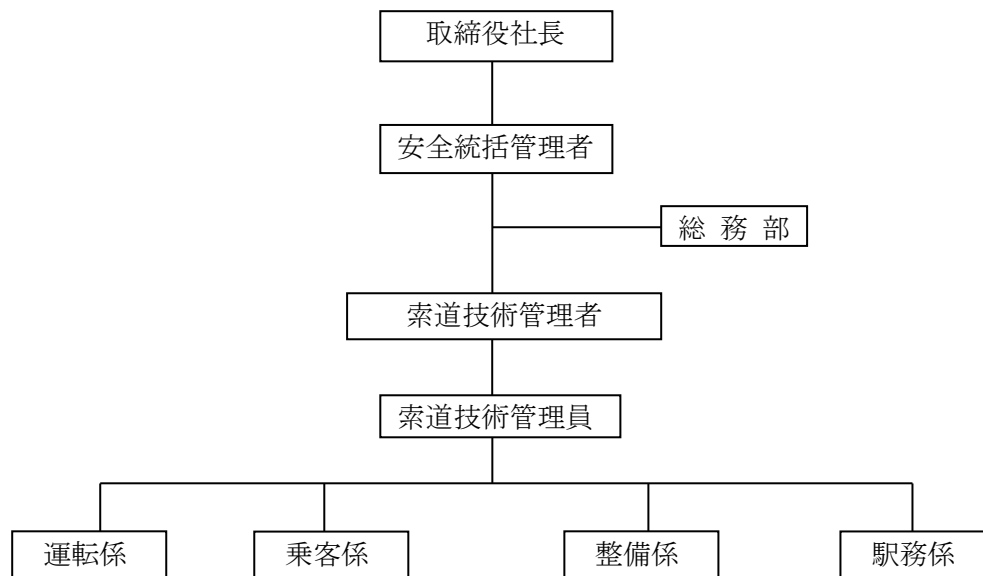
- (2) 安全衛生管理推進委員会の開催
輸送の安全確保の実効性を高めるため、安全統括管理者をトップとする安全衛生管理推進会議を毎月開催しています。
- (3) 安全巡視および内部監査
社長をトップとする管理者により安全施策への取組状況を定期的にチェックするとともに、臨時巡視に努め、問題点があれば、積極的に改善に取り組めます。
- (4) 人材教育
輸送の安全確保のため索道技術管理者研修会等へ積極的に参加するとともに、定期的に係員自ら行う保守点検等を通じて、係員の技術、技能の習得向上を図っています。
- (5) 緊急時対応訓練
運転事故や災害を想定し、計画的に訓練を実施しています。
- (6) 安全のための投資と支出
安全の維持・向上のため、必要な更新、修繕を確実に実施しています。

※令和6年度 交換部品および検査、作業内容等

- ・ 振動検査実施 令和6年6月18日
- ・ 12ヵ月点検に伴う部品交換（握索機部品、索輪部品等）
令和7年1月
- ・ 定期点検時、山麓山頂リフト乗り場、滑り止め作業
（ペンキ塗装および滑り止め砂） 令和7年1月
- ・ 原動滑車および緊張滑車更新工事
令和7年1月～2月
- ・ リフト制動装置更新工事 令和7年1月
- ・ 搬器ハンガー（25ヶ）交換
令和7年1月～

5. 当社の安全管理体制

社長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責務を明確にしています。また、平成 28 年度からは安全に関する内部監査、マネジメントレビュー会議を行い、日々の業務に反映させております。



安全統括管理者	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う。 索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設保守の管理その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術管理員	索道技術管理者の指揮の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。

6. 令和 6 年 4 月～令和 7 年 3 月までの主な取り組み

- (1) 社内安全総点検および巡視の実施（令和 6 年 7 月・令和 6 年 11 月）
- (2) 安全衛生管理推進委員会（月 1 回）
- (3) 職場長会議（月 1 回）
- (4) 索道技術管理者自主研修受講（令和 6 年 10 月～2 名受講）
- (5) 安全内部監査実施（令和 6 年 12 月）
- (6) 安全マネジメントレビュー実施（令和 6 年 12 月）
- (7) 異例時、救助訓練実施 参加者 11 名（令和 7 年 2 月）
（搬器から救助時に使用する用具の取り扱い方）
- (8) 各定期点検実施、また、令和 7 年 1 月に 12 ヶ月点検に伴う主要部品の交換を実施

救助訓練写真（2025年2月）



7. 利用者の皆さまの連携とお願い

(1) 「お客さまの声をかたちにしています」

より安全で信頼される索道をつくるため、皆さまからお寄せいただいた声を役立てています。

(2) リフト乗車時の注意事項

- ① 乗り方に慣れないお客様は、係員にそのことを申し出てください。
- ② 搬器には深くお座りください。
- ③ お子様を抱っこしてのご乗車はできません。（1人乗車の厳守）
- ④ 空き缶・煙草の吸殻・その他の物品を、乗っているリフトから投げ捨てないでください。
- ⑤ 搬器から飛び降りたり、搬器を揺らさないでください。
- ⑥ 手荷物（かばん）などは体の前で抱えてください。
- ⑦ 衣服・携帯品・髪の毛などが、施設に巻き付かないように注意してください。
- ⑧ 改札後は係員の指示に従ってください。



8. ご連絡先

安全報告書へのご感想、当社の安全への取組みに対するご意見をお寄せください。

ご連絡先

志摩マリンレジャー株式会社

本社 517-0011

三重県鳥羽市鳥羽1丁目2383番地の4

TEL：0599-25-3147 FAX：0599-25-3179

H.Pアドレス：<https://www.shima-marineleisure.com>

イルカ島営業所 517-0015

三重県鳥羽市小浜町字日向島628番地

TEL：0599-25-3177 FAX：0599-25-6197